# 平成 26 年度 第 2 回 行財政改革審議会　会議録

**開催日時**　平成 27 年 2 月 10 日（火）13：00～14：50
**場　　所**　保健センター3 階　第 2 会議室
**出席委員**　鈴木会長、中村委員、安達委員、田中委員、國井委員、丸岡委員、上田委員
平田委員
**欠席委員**　古舘委員、古川委員
**事 務 局**　総務部：麻生部長、本田次長、
行革推進課：永易課長、濱田副主幹、安永副主査、小安副主査
**傍 聴 人**　1 名

**会議次第**

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 市長あいさつ

※委嘱状交付　(旧)京葉銀行四街道支店長　谷合克也　→　(新)京葉銀行四街道支店長　國井智之

4. 議題
　１）行財政改革推進計画の進捗状況等（26 年度・上半期）について
　２）使用料・手数料の見直しに関する基本方針について
5. その他
6. 閉会

**議題**

**１）行財政改革推進計画の進捗状況等（26 年度・上半期）について**

永 易 課 長　（資料説明）
※前回保留になっていた質問
石綿管の状況について、昭和 56 年度末は 56,191ｍ、平成 11 年度末で残 32,210ｍ
年間２㎞のペースで入れ替えており、平成 25 年度末で残 3,159ｍで交換率は
94.4％あと 2 年程度で完了予定。

鈴 木 会 長　何か意見等あるか。

平 田 委 員　No2　新たな外部評価の導入の検討について、どのような手法をとるのか

永 易 課 長　本審議会に意見を伺う。事業の選定にも関わっていただき、事務事業評価シートを使用し、担当課とのヒアリングを通じて、事業に対してどんな改善が必要かなどの意見を伺うことを考えている。

上 田 委 員　No10　環境問題に配慮した省エネルギー…の効果額算定方法について、電気代は電気代で比較する。またレンタル料、修繕料での比較の方が効果額も多くなるのでは。

永 易 課 長　電気代での比較は参考になる。リース料(賃借料)は 10 年間かかる費用を単年度に割り返した額である。しかし、修繕料は必ず発生するものではないので単純に 8 千灯で比較するのは難しい。

上 田 委 員　防犯灯維持管理事業の予算の総額でみても、平成 25 年度は 73,000 千円、平成 26 年度 57,000 千円で 16,000 千円下がっている。もう少し効果額が多くなってよいと思うので、検討してほしい。

上 田 委 員　No19　図書館の指定管理…について、効果額を積算する対象年度が平成 20 年度と平成 26 年度になっているが、昨年計画のパブコメ案検討時に平成 24 年度の人件費決算額で比較し歳出削減額を算出すると説明されたが。

永 易 課 長　事務局の中でも議論があり、この項目は前計画から引き継いだものであることから、前計画の基準年の平成 20 年度と比較してしまった。ご指摘の内容を踏まえ、次回の審議会（年度の報告）では平成 24 年度で比較するよう対応したい。

上 田 委 員　No20　職員定数の抑制について、積算年度が平成 25 度 623 人、平成 26 年度も 623 人となっているが、平成 25 年度の市統計書では 622 人になっている。年度途中で 1 人増えたのかもしれないが、そのようなことがないように、4/1 現在で比較せず、延べ人数で比較してみることを検討できないか。

永 易 課 長　定員適正化計画で定めた数字であり、この項目は計画どおりに進めているかどうかを確認するところなので、検討はするが、計画との関係によって意向にそぐわないこともあるので了承願いたい。

鈴 木 会 長　例年、高給の職員が退職して変わりに新卒者等が入庁してくれば、平均給与額が変わるのであれば、総額は減っているので効果額が０円ではないと思うが。

永 易 課 長　新陳代謝により、人件費そのものは抑制されている。ただ、この項目は人件費の総額を成果としてみるのではなく、抑制人数で見ているところである。

上 田 委 員　P4 の取組状況は、計画に対するスケジュールの達成度で判断するのか、それとも効果額が出れば達成したことになるのか。No17 は平成 26 年度に取組の予定がないので達成したことになっている。No22 は内容を見ると前倒しで取組んでいると判断できるし、効果額も出ているので◎でもよいと考える。評価の基準を明確にする必要がある。

永 易 課 長　年次計画の内容についての取組状況で判断している。No17 の年度計画がなにもない項目のため取組状況に「その他」作るのではなく、便宜上〇にした。また、No22 年次計画の③については、新たな取り組みを始めたのが 10 月であることから、上半期の状況では〇にしたが、年度末においては、◎にする予定である。達成状況については、目標額である効果額に届いているかどうかで判断したい。

田 中 委 員　職員アイデアＢＯＸとは何か。

永 易 課 長　職員提案制度であり、個人で庁内全体の事務事業に対して、どのような改善をした方がよいという提案をいただくものである。

田 中 委 員　職員は一般職か管理職か。

永 易 課 長　全職員が対象である。

田 中 委 員　今年は 1 件か。1 件でよいのか。

永 易 課 長　現時点では 3 件だが上半期では 1 件である。アンケートを実施して、どのような制度にすれば提案しやすいのか検討している。アイデア BOX と並行して事務改善実績提案を実施しているが浸透していない。

國 井 委 員　提案は匿名でもよいのか。

永 易 課 長　どちらでもよい。

平 田 委 員　他の部署についての提案をすることについて、垣根があると思われることが、若い人に対して最大の障害である。

鈴 木 会 長　他になければ議題１を終了する。

２）使用料・手数料の見直しに関する基本方針について

永 易 課 長　（資料説明）

鈴 木 会 長　何か意見等あるか。

安 達 委 員　P6　5　手数料の⑵の平均給与額は誰の額か。

永 易 課 長　P2　⑴人件費で示している額である。対象は一般職（特別職、企業会計、短時間職員以外）給与は給与、手当、共済費の合計である。行政評価で使う人件費の単価と一致している。

安 達 委 員　図書館の外部委託を考えるようなときに、市役所全員の給与額で考えるのは違うのでは。

永 易 課 長　人事異動等もあるので、その都度計算をし直すのは大変な作業であるので、平均給与で考えている。これは、事務事業評価で一つの事業を評価する際にも使用する考え方である。

安 達 委 員　市役所ではそういう考え方が一般的なのか。

永 易 課 長　そうである。

鈴 木 会 長　市のセクションで、全体の平均と個別のセクションの平均では差はあるのか、それとも同程度なのか。

永 易 課 長　それを計算した実績はない。

田 中 委 員　原価計算は業者に委託するのか。

永 易 課 長　市職員で行う。現在、各担当で所管している施設の一部分について試算している。

田 中 委 員　住民票も対象だと思うが、今までも、住民票の原価計算はしていたのか。

永 易 課 長　私が知る限りしていない。近隣市等とのバランスで決めていた。

田 中 委 員　それでよいのでは。

永 易 課 長　サービスを受けることは施設を利用する方としない方であれば、利用しない方の税金も使って施設の維持管理を行っていることなど、公平性を明確にするためにも、本来、施設の維持管理にはこれだけの経費がかかっていることを示すことが、求められている。

平 田 委 員　市民に説明する義務が生じたときの根拠が必要になることは理解できる。P6④の営利目的のものさしがあいまいである。わかりやすい基準が必要ではないか。

永 易 課 長　営利としては、文化センター大ホールでのイベントで入場料をいただくケース、野球場でプロが試合をするケース等を営利として判断しているが、あいまいな部分はある。この方針の中で細かく設定しきれない。実際は施設管理の担当課において、利用実態をチェックしていただき判断するものと考える。

上 田 委 員　いまある、使用料条例・手数料条例を改定して対応するのか。

永 易 課 長　各条例に掲載されているものが対象であり、改定して対応する。また、個別の基準等（電柱の占用料等）や手数料令で国の基準により算定しているものはそれに従う。

上 田 委 員　使用料条例の中で行政財産の使用料として「土地の…1,000 分の 3.5 を乗じた額」「建物の…1,000 分の 6 を乗じた額」と掲載されている。これを踏まえると、条例を全面的に改正する必要が生じるのではないか。

永 易 課 長　行政財産の使用料は今回の改定から除いている。条例の別表に記載されているものを見直すことになる。あくまでも方針に沿って、計算をしたうえで必要ならば見直すということである。

上 田 委 員　改定すると、今までより安くなる又は高くなる可能性がある。千葉市も佐倉市も使用料条例には四街道市と同じように「行政財産の使用料」を掲載しているが、四街道市がこの方針で改定すると、他市と全く違う数字になっても構わないという考えなのか。

永 易 課 長　ご指摘の使用料条例第 3 条行政財産の使用料は今回の方針を適応させない。

上 田 委 員　使用料条例の別表の額は、この条例第 3 条を基に計算したものではないのか。

永 易 課 長　これは、市の敷地の一部とか建物の一部を借りたい時の算定根拠であり別表に記載されているものの土地建物の計算方法ではない。

上 田 委 員　条例第 3 条は別表以外の土地建物を目的外使用するときの算定方法か。

永 易 課 長　そうである。条例第 3 条はこの方針の対象外である。

上 田 委 員　了解した。

P5　⑷その他　②時間帯料金の設定、③市外料金の設定等について聞きたい。②について現在文化センターは平日と土日で料金設定が違うが、これを単一料金にするということか。

永 易 課 長　市場性を考慮して利用の多いところは高く、利用の少ないところは低くして利用を図ることが考えられる。あくまでも原則として単一料金で考えるが、このような施設は指定管理が導入されているので、利用の状況等を判断して金額の増減の中で利用増が図られる方法を検討する。

鈴 木 会 長　これを入れると、非難される場合が想定される。よく考える必要がある。

上 田 委 員　③市外料金の設定について、市外料金を 2 倍では高すぎるのでは。利用率が低下することが心配である。

事　務　局　文化センターでは3割だが、市内の施設でも5割増しの施設もある。（鹿島荘、総合公園体育館）

上 田 委 員　④営利目的料金設定で通常の5倍では高すぎる。営業として成り立たないのでは。

永 易 課 長　市の施設だから、市民利用を優先したい。市外者が利用することにより市民が利用できなくならないように格差をつけたい。しかし、施設によっては、市外利用者が減れば稼働率が下がることが心配される。その様な場合には、原則の中で稼働率が下がらないような設定を検討していただくことが方針の中で示せる基準と考える。なお、市外料金の2倍、営利目的の5倍については確定ではなく、審議会などのご意見を確認しながら調整を図りたい。

上 田 委 員　施設利用は市民が優先されており、市民の利用のないところに、営利目的等が入る

ため市民の使用率が減ることはない。2倍とか5倍とかについては、実態を確認して、柔軟性のある値で設定してほしい。

永易課長　持ち帰って検討する。

上田委員　P7　6特例措置だが、新たに算定して現行の額より下回ったらどうするのか。上限の設定だけではなく、下限の設定も必要ではないのか。

永易課長　代表的な例を試算している中で現行額より下回るものが、想定されないので設けていなかった。今後試算する中で下限の設定が必要になれば検討する。

田中委員　対象の施設の建設時に国等の補助金が投入されていると思うが、その扱いは。

永易課長　P2　⑶減価償却費の中で、国等からの補助金等を除いた市単独費の部分だけを対象としている。

上田委員　鹿島荘など高齢者が無料の施設がある。2万人くらい利用があっても料金がかかるのは1割くらいで、大部分は無料である。できれば今回の見直しの中で無料の設定は極力してほしくない。現在無料の施設においても、この方針の中で有料化に向けた何らかの記載がほしい。他市との兼ね合いもあるが、できるだけ無料の設定はなくしてほしい。個人的な一意見である。

永易課長　無料の施設であっても、コスト計算等をした中で受益者負担と公費負担のバランスを考え、今後は有料化の施設も出てくる。また、鹿島荘は減免の基準の中で65才以上の高齢者は減額の対象だが免除の対象ではない、そのような中で見直しはされていくものと考える。

丸岡委員　減額の基準の中で、在勤については触れていないが、対象外か。

永易課長　検討する。

鈴木会長　質問がなければ、議題２は終了とする。その他について、何かあるか。

永易課長　来年度の予定だが、外部評価に委員の皆様のご協力をお願いしたい。その関係から来年度の会議数が6回程度に増える。5月くらいに会議の進め方等の説明及び事業の選定、7月には事業担当課とのヒアリング、8月には評価の報告をまとめていただくようなスケジュールになる。5月～8月に集中的に会議を開くことになるのでよろしくお願いしたい。

鈴木会長　外部評価に本審議会を活用したいとのことだ。よろしくお願いしたい。
これにて、行財政改革審議会を終了する。